

第2編 福島県労働委員会の軌跡

第1章 労働委員会制度

1 労働委員会の創設

我が国初めての労働組合に関する法（労働組合法。以下「旧労組法」という。）は、昭和20年12月22日に公布、昭和21年3月1日から施行された。この法律により、労働者の団結権、団体交渉権、争議権の三権が保証され、労働者の権利と労働組合の自主性が法的に確立された。また、本法を運用するための行政機関として、国には中央労働委員会、全国の都道府県には地方労働委員会（平成17年1月1日以降は「都道府県労働委員会」）が設置されることになった。

ついで、昭和21年9月27日に公布、同年10月13日から施行された労働関係調整法（以下「労調法」という。）の制定により、労働委員会が扱うあっせん、調停、仲裁などの労働争議の調整手続が具体化された。これにより労働委員会は、労働関係の調整、その他法の実際的運用に当たる労働行政の重要な機関としての役割を担うこととなった。

2 労働委員会制度の変遷

（1）公務員等の事案は労組法及び労調法の適用除外（昭和23年12月）

昭和23年12月、国家公務員法の改正及び公共企業体労働関係法の制定により、一般職の国家公務員について、旧労組法及び労調法の適用が除外された。また、一般職の地方公務員については、昭和25年12月13日の地方公務員法制定により、旧労組法及び労調法の適用が除外された。

（2）現行労働委員会制度基盤の形成（昭和24年6月）

昭和24年6月1日、労働組合の民主性、自主性の確立、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、旧労組法及び同法施行令が全面改正され（以下「労組法」という。）、現行労働委員会制度の基盤が作られた。この改正により、労働組合は届出主義から自由設立主義に、不当労働行為に対する直罰主義は救済主義に、委員の「委嘱」は「任命」に、第三者委員は「公益委員」にそれぞれ改められた。また、公益委員に対して、労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分権限が付与されたため、これらの準司法的機能は公益委員の専決事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることとなった。さらに、中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。

（3）仲裁委員会制度、緊急調整制度、公益事業争議予告制度等の創設（昭和27年7月）

昭和27年7月、労組法及び労調法の改正が行われた。これにより労働組合が争議調整手続きに参加する場合、資格審査が不必要となる一方、不当労働行為の申立てについては、行為の日から1年以内に行わなければならないこととなった。

また、仲裁委員会制度の新設、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告制度の採用、特別調整委員制度の新設等が行われた他、あっせん員と労働委員会の委員との兼職禁止規定が削除された。

さらに同年8月には地方公営企業労働関係法（以下「地公労法」という。）が制定され、地方公営企業職員及び地方公務員のうち単純な労務に従事する一般職員には、労組法及び労調法が原則的に適用され、労働委員会の管轄となった。またさらに、昭和40年8月、地公労法お

よび労働委員会規則が改正施行された。これにより、非組合員の範囲に係る認定及び告示の事務が、労働委員会の職務に加わった。

(4) 委員の任期の改正（昭和41年4月）

昭和41年4月、労組法の改正により、委員の任期が従来の1年から2年に改められた。

(5) 国有組織の民営化と労組法及び労調法の適用（昭和60年4月、昭和62年4月）

昭和60年4月、日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）及び日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）が民営化された。そして、昭和62年4月には日本国有鉄道（現 東日本旅客鉄道株式会社等の全国6旅客鉄道会社等）が分割・民営化された。これに伴い、公労法が適用除外となり、各会社の労働関係は労組法及び労調法が全面的に適用されることとなった。

(6) 特定独立行政法人の労働関係調整の管轄移管（平成11年7月）

平成11年7月に独立行政法人通則法が創設されたことに伴い、特定独立行政法人の不当労働行為事件の審査及び労働紛争の調整については、中央労働委員会の管轄となった。

(7) 地方労働委員会事務の自治事務への移行（平成12年4月）

平成12年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称、地方分権一括法）が施行されたことに伴い、地方自治法の機関委任事務の制度が廃止され、地方労働委員会の事務については自治事務となった。

(8) 個別労働紛争解決促進法の施行（平成13年10月）

平成13年10月に個別労働紛争の未然防止と迅速な解決を促進することを目的として、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が施行された。この法律に基づき、都道府県労働局（労働基準監督署）に総合労働相談コーナーが設置され、さらに、都道府県労働局長による助言及び指導や、紛争調整委員会によるあっせんなど、国による個別労働紛争の解決援助サービスが提供されることとなった。

(9) 不当労働行為審査手続きの整備（平成17年1月）

不当労働行為事件の審査の迅速化及び的確化を図る観点から、労働組合法の一部を改正する法律が平成16年11月17日に公布、平成17年1月1日に施行された。これにより、地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に改められ、都道府県労委に対し一定の事項について規則制定権が与えられた。さらに、審査計画の作成、証人等出頭命令・物件提出命令の制度化、和解による解決の手続及び法的効果等が規定された。

(10) 船員労働委員会の廃止（平成20年10月）

平成20年10月に国土交通省設置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、船員労働委員会が廃止され、その所管事務のうち、船員にかかる集团的労使紛争の調整事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁など）は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

(11) 国立病院機構の労働関係調整の管轄移管（平成27年4月）

平成26年6月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律等が成立したことに伴い、平成27年4月より中期目標管理法人のうち国立病院機構に係る労使紛争の不当労働行為事件の審査及び労働紛争の調整については、都道府県労働委員会の管轄となった。